

「新制大学院」制度史研究序論

山 口 拓 史

はじめに

一、大学審議会における大学院改革

二、先行文献における大学院改革分析

三、大学審議会答申の大学院像

おわりに

はじめに

近年、「大学院教育」という用語を見聞きする機会が増えていく。いうまでもなくこの用語が使われる背景には、大学院は教育機能を有するものであるとの認識がある。周知のように、大学院が教育機能をもつという認識は決して新しいものではない。高等教育制度あるいは教育関係法令レベルでみた場合、占領下の教育改革においていわゆる新制大学制度が導入された時点から大学院は教育機能をもつものであることが法定されている。

すなわち学校教育法（一九四七年法律二六号）は、第五章（大学）において、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」（第五二条）と規定するとともに、「大学には、大学院を置くことができる。」（第六二一条）としたうえで、「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。」（第六五一条）としているのである。⁽¹⁾ここには、新制大学とともに新制大学院が「教授研究」機能すなわち教育機能と研究機能をあわせもつことが明示されている。

しかしこうした事実を了解したうえでも、近年における「大学院教育」という用語の使われ方には「大学院＝教育機関」との認識をこれまで以上に積極的に含意しようとする意図を感じができる。

なぜ教育機関としての大学院の存在を強調する必要性が高まってきたのか。その背景には、近年における大学院制度を取り巻く社会状況の変化、さらにいえば今日における「大学改革」の潮流を生起させるにいたつた大学全体を取り巻く社会状況の変化があるものと思われる。そこで本稿では、今日の「大学改革」の牽引役を果たした大学

審議会における大学院制度改革関連の動向ならびにそれを論じる文献のいくつかを取り上げながら、大学審議会の大学院像を明らかにすることにしたい。

なお本稿の直接の目的は上記にあるが、それ自体は戦後の「新制大学院」の歴史的変遷を考察する研究の序論的位置づけをもつものであることを付記しておく。

一、大学審議会による大学院改革

(一) 大学院関連の諸答申

本章の目的は、今日の大学院制度改革を主導してきた大学審議会答申の特徴を明らかにすることにある。周知のように、大学審議会は臨時教育審議会による創設提言を受けて一九八七（昭和六二）年九月に設置された。高等教育制度改革という点からみると臨時教育審議会は、その第四部会を核としてきわめて広範な改革課題の指摘を行つた。そして大学審議会は、それらの改革課題に対しても具体的な方策を提言しながら改革を主導する役割を担つていると考えられる。したがつて大学審議会における大学院制度改革関連答申を確認する作業は、今日における大学院像を描き出すことにつながるものと考えられる。

二〇〇〇（平成一二）年末の時点までに大学審議会が行つた一連の答申類は、表1のとおりである。これら二八件の答申類のうち、大学院制度について直接的に言及するものが八件（表中の○印）、直接的な言及ではないが大学院制度に関連するものが八件（表中の△印）となつていて。大学審議会の最初の答申が「大学院制度の弾力化について」であつた点、さらにはその後わずか一年間に一〇件の答申が矢継ぎ早に出された一九九一年には半数をこえ

表1 大学審議会答申等一覧

年月日	種類	名 称
1988.12.19.	○答申	大学院制度の弾力化について
1991.02.08.	答申	大学教育の改善について
	○答申	学位制度の見直し及び大学院の評価について
	△答申	学位授与機関の創設について
	答申	短期大学教育の改善について
	答申	高等専門学校教育の改善について
1991.05.17.	△答申	平成5年度以降の高等教育の計画的整備について
	○答申	大学院の整備充実について
	△答申	大学設置基準等及び学位規則の改正について
1991.06.04.	答申	高等専門学校設置基準の改正について
1991.11.25.	○答申	大学院の量的整備について
1993.09.16.	○答申	夜間に教育を行う博士課程等について
	報告	大学入試の改善に関する審議のまとめ
1994.06.28.	答申	教員採用の改善について
1995.09.18.	答申	大学運営の円滑化について
1996.10.01.	○報告	大学院の教育研究の質的向上に関する審議のまとめ
1996.10.29.	答申	大学教員の任期制について —大学における教育研究の活性化のために—
1997.01.29.	△答申	平成12年度以降の高等教育の将来構想について
1997.12.18.	○答申	通信制の大学院について
	答申	「遠隔授業」の大学設置基準における取扱い等について
	答申	高等教育の一層の改善について
1998.10.26.	△答申	21世紀の大学像と今後の改革方策について —競争的環境の中で個性が輝く大学—
1999.03.09.	△答申	大学設置基準等の改正について
1999.08.09.	○答申	大学院入学者選抜の改善について
1999.09.06.	△答申	大学設置基準等の改正について
2000.11.22.	△答申	グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について
	答申	大学入試の改善について
	答申	大学設置基準等の改正について

注：各答申・報告のうち大学院制度について、直接的に言及するものには○印、間接的に言及するものには△印を付した。

る六件が大学院制度にかかるものであつた点などは、同審議会において大学院制度改革が最優先かつ最重要の課題であつたことを端的に示している。

本章の次節以下では、上記の大学院制度関係答申の内容検討を通じて、大学審議会における大学院改革の指向性を明らかにしておきたい。

(二) 大学審議会への諮問内容

すでに示したように、一九八七（昭和六二）年に設置された大学審議会は現在までに数多くの答申類を行つている。しかし大学審議会に対する文部大臣の諮問は、これまでに三回しか行われていない。第一回諮問は、一九八七年一〇月二九日（文高企第二六八号）の「大学等における教育研究の高度化、個性化及び活性化等のための具体的方策について」である。第二回諮問は、一九九七年一〇月三一日（文高企第三四七号）の「二一世紀の大学像と今後の改革方策について」である。なおこの二つの諮問の間、一九八九年二月七日と同年三月一四日の二度にわたつて追加審議要請が行われているが、文字どおり形式的にも内容的にも第一回諮問事項への追加であると考えられる。第三回諮問は、一九九九年一一月一八日（文高企第一三三一号）の「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について」である。

ここで、文部大臣の諮問理由説明に基づいて各諮問の内容を確認しておきたい。表2は第一回諮問事項および二度の追加審議要請事項を一覧化したものである。

第一回諮問事項は、教育研究の高度化、高等教育の個性化・多様化、大学組織の活性化という三つの観点から構成されている。第一の観点については大学院の充実と改革が掲げられ、そのための具体的検討内容が三点に整理さ

表2 大学審議会への諮問事項一覧(1)

第1回諮問 (1987.10.29.)	<p>「大学等における教育研究の高度化、個性化及び活性化等のための具体的方策について」</p> <p>(1)教育研究の高度化—大学院の整備充実と改革— * 高度専門職業人の養成 * 優れた研究者の養成 * 学位授与の円滑化</p> <p>(2)高等教育の個性化・多様化—各大学の自主的努力による多様かつ個性的な教育研究の実現— * 大学設置基準の大綱化・簡素化 * 一般教育・専門教育のあり方 * 助手の位置づけを含む教員基準のあり方 * 各種高等教育機関の連携</p> <p>(3)組織運営の活性化—今日的な学術研究や社会からの要請に応えるためのシステムづくり— * 教員の選択的任期制の導入 * 学外者の大学運営参加 * 助手の位置づけ・待遇 * 大学評価問題 * 民間資金の導入 * 産官学の連携協力等の促進 * 生涯学習の場としての高等教育の機能充実 * 大学の国際化促進</p>
追加審議要請(1) (1989.2.7.)	<p>「18歳人口減少期における高等教育計画の策定について」</p> <p>(1)高等教育機関の果たす役割 (2)今後の高等教育の規模 (3)18歳人口減少期における対応 * 専門別・地域別配置の適正化 * 高等教育進学機会の地域間格差への対応 (4)行財政政策のあり方</p>
追加審議要請(2) (1989.3.14.)	<p>「大学等の充実と改革に関する重要課題について」</p> <p>(1)大学院の充実・改革 * 大学院評価とそれに基づく重点的整備 * 独立大学院の組織のあり方</p> <p>(2)学部教育の充実・改革 * 一般教育の履修義務と一般教育・専門教育の区分の廃止 * 教養部等の学部への改組・統合 * 各種短期高等教育機関修了者・社会人の大学編入学機会の実質的確保 * 短期大学のあり方</p> <p>(3)学位授与機関の創設</p> <p>(4)大学入試制度のあり方</p>

れている。第二の観点の高等教育の個性化・多様化については、各大学の自主的努力による多様かつ個性的な研究の実現が掲げられ、そのための具体的検討内容が四点に整理されている。第三の観点については、今日的な学術研究や社会からの要請に的確に応えるための新たな大学システムの模索が掲げられ、八点におよぶ具体的検討内容が提示されている。

また一九八九年二月の追加審議要請では、一九九三年以降の一八歳人口減少期における高等教育計画の策定について四項目の検討が要請され、とくに一八歳人口減少期の対応に関しては大学配置の適正化などの二点について具体的検討が求められている。一九八九年三月の追加審議要請では、大学等の充実と改革に関する重要課題について四項目の検討が求められ、とりわけ大学院については二点、また学部教育については四点の具体的検討が要請されている。

つぎに第二回諮問事項を一覧化すると表3のようになる。第二回諮問事項は、二一世紀の大学像と高等教育の規模、大学院制度の改革、学部教育機能の充実強化、大学組織運営システムの改革という四つの観点から構成されている。第一の観点については、学部教育の規模、大学院の質的・量的充実や国公私立大学の役割分担の三点が提示され、高等教育制度全般にかかる包括的な内容となっている。これに対して第二の観点以下は各論的な位置づけとなつており、大学院制度改革については五点、学部教育機能の充実強化については四点、組織運営システム改革については八点の具体的検討が求められている。

第三回の諮問事項は表4のとおりである。諮問事項は、世界に開かれた大学づくり、往復型生涯学習の推進、情報通信技術の活用方策、道徳観の低下に対する大学教育のあり方という四つの観点から行われている。その相互関連については、第一および第二の観点が内容的に別個のものとして存在し、それら二者が共有する手段的な課題と

表3 大学審議会への諮問事項一覧(2)

第2回諮問 (1997.10.31.)	<p>「21世紀の大学像と今後の改革方策について」</p> <p>(1)21世紀の大学像と高等教育の規模</p> <ul style="list-style-type: none"> * 学部レベル高等教育の規模 * 大学院の質的・量的充実強化 * 国公私立大学の役割分担 <p>(2)大学院制度の改革</p> <ul style="list-style-type: none"> * 卓越した教育研究拠点としての大学院の重点的整備方策 * 大学院大学・大学院中心大学の設置基準上の明確化 * 修業年限の弾力化 * 通信制など社会人入学促進のための条件整備方策 * 国際的に開かれた大学院となるための条件整備方策 <p>(3)学部段階の教育機能の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> * 卒業生の質の確保 * 高等学校教育と学部教育の連携の充実 * 大学院教育と連携した学部教育のあり方 * 地域社会・産業界等との連携推進策 <p>(4)大学の組織運営システムの改革</p> <ul style="list-style-type: none"> * 学長・学部長のリーダーシップの確立 * 全学的視点に立った機動的な大学運営制度のあり方 * 学外有識者の助言等を適切に取り入れるための大学運営のしくみ * 国立大学の人事・会計制度等の見直し * 公私立大学認可手続きの弾力化・簡素化 * 自己点検・評価の実施・公表の義務化 * 客観的評価システムの導入 * 大学の情報公開促進方策
------------------------	---

して第三の観点が設定されている。なお第四の観点については、公式の諮問文書には記載されておらず、諮問理由説明の際に文部大臣がみずから判断で付加したものと考えられる。

ここで第一回諮問および追加審議要請（以下「第一回諮問」という）、第二回諮問、第三回諮問の性格および各答申との関係について整理を行つておきたい。第一に指摘できることは、第二回諮問および第三回諮問に直接対応する答申がそれぞれ一九九八年一〇月二六日および二〇〇〇年一月二〇日のそれであること

表4 大学審議会への諮問事項一覧(3)

第3回諮問 (1999.11.18.)	<p>「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について」</p> <p>(1)国際的通用性・互換性を重視し、世界に開かれた大学づくりを推進するための方策</p> <ul style="list-style-type: none"> *教育課程・教授方法、教員組織等のあり方 *学生・教員等の国際交流推進方策 *外国語能力・コミュニケーション能力の充実方策 <p>(2)高等教育機関と社会との往復型による生涯学習を推進するための方策</p> <ul style="list-style-type: none"> *ライフプランに応じた多様な履修形態 *企業・社会人のニーズに応える教育プログラムのあり方 *高等教育機関の情報提供・相談体制等のあり方 <p>(3)高等教育における情報通信技術能力の育成と情報通信技術の活用による教育提供等を推進するための方策</p> <ul style="list-style-type: none"> *情報通信技術教育の充実方策 *情報通信システム活用による学習機会の整備 *情報通信システムを活用した国際交流の推進方策 <p>(4)道徳観の低下に対する大学教育のあり方</p>
------------------------	--

が明瞭であるのに対して、第一回諮問に直接対応する答申が必ずしも明瞭ではないことである。しかしこの点については、第一回諮問の際に文部大臣から、各課題ごとに区切りがついた時点での逐次答申・勧告を求められていたことによるものである。

第二に指摘できることは、第一回諮問に対する一連の答申を通覧すれば明らかのように、大半が直接的あるいは間接的に大学院制度にかかわるものとなっていることである。このことは、大学審議会がその発足当初から大学院制度改革を最重要課題と位置づけていたことを端的に示している。しかも大学院制度関連の答申類をさらに比較してみると、最初に一九八八年一二月答申「大学院制度の弾力化について」を打ち出すことで改革全体の方向性を総論的に提示し、そのうち一九九一年二月および五月を中心に出された一連の答申において各論的展開を行い、一九九六年一〇月の段階で報告「大学院の教育研究の質的向上に関する審議のまとめ」として最終

的な総括を行うという構造になつていることが理解できる。大学審議会が約九年間をかけて大学院制度改革に取り組んだという事実は、文部省ならびに同審議会の大学院制度改革への意気込みを示すものであると同時に、それまでの大学院制度が蓄積させてきた諸問題の広がりと深さを物語つているものと考えられる。

第三に指摘できることは、第二回諮問に対応する一九九八年一〇月答申「二一世紀の大学像と今後の改革方策について」においても大学院制度改革にかなりの重点がおかれていることである。同答申は、その表題からも明らかのように、今後の日本の大学像全体を描き出すとともに、その実現にむけた種々の改革方策を提示している。大学院制度関連の改革方策の内容については後に詳述するが、第一回諮問によつてほぼ構築された大学院像が大学像全体のなかに位置づけられる形でそのまま同答申にも引きつがれていることをここでは指摘しておきたい。

第四に指摘できることは、第三回諮問については他の諮問内容と比較して、教育面に重点をおいた内容となつていることである。諮問では「新世紀は柔軟性と変化の世紀であり、その中ですべての人々にとつて流動性に対応するためのパスポートは教育と生涯学習である」とのケルン憲章を引き合いに出している。⁽²⁾こうした点からみても、第一回諮問および第二回諮問が相対的に学術研究水準の維持・向上という視点を多くふくるものであつたのに對して、第三回諮問は教育機関としての質的充実という視点が強く働いているものと受けとめられる。

(三) 第一回諮問に対する答申

(1) 一九八八年一二月答申「大学院制度の弾力化について」

「大学院制度の弾力化について」(以下「院弾力化答申」という)は、大学審議会が第一回諮問に對して最初に公表した答申である。これ以後に大学審議会が出した第一回諮問に對する大学院制度関連の答申類をいわば各論とす

ると、この院弾力化答申が総論に相当するものと考えられる。

院弾力化答申の本論部分は、「I 基本的な考え方」「II 具体的な方策」の二部構成をとっている。I部では「弾力化の必要性」と「答申の視点」が示され、II部では「大学院の課程の基本に関する事項」「大学院の組織に関する事項」「大学院の教育課程に関する事項」に分類される形で具体的な提言が行われている。順次、各部の内容を確認するとともに、その特徴を整理しておきたい。

I部の「弾力化の必要性」では、冒頭において大学審議会の大学院に対する基本的な考え方⁽⁴⁾が短的に示されている。それは次のとおりである。

大学院は、あらゆる学問分野にわたり、基礎研究の推進を通じて学術研究の基礎を培うとともに、研究者の養成及び高度の専門的能力を有する人材の養成という役割を担うものであり、大学における教育研究の高度化はもとより、将来にわたって、我が国の学術研究水準の向上や社会・経済・文化の発展を図る上で、極めて重要な使命を担っている。

大学院が有するこれらの役割にかんがみ、各大学院がその使命を自覚し、それぞれの目的に即し、多様な形で教育研究のより一層の高度化・活性化を推進するとともに、生涯学習の場としての機能の整備や国際化への対応を進める必要がある。

大学院の目的については、学校教育法第六五条に明示されていることは先述のとおりであるが、大学院の課程等の詳細については大学院設置基準（一九七四年六月二〇日文部省令第二八号）によつて定められている。同設置基準では制定当初から、修士課程の目的は「専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高

度の能力を養うこと」とされ、博士課程の目的は「専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」とされており、これらは現在も変更されてはいない。院弾力化答申では、この目的原則を維持しながらも各課程の目的をいわば融和させるような形で、大学院の目的を研究者養成および高度専門職業人養成の二つに整理したうえで、「各大学院がその使命を自覚し、それぞれの目的に即し」て多様化し、教育研究の高度化・活性化ならびに生涯学習社会や国際化への対応を進めることが必要性を訴えている。そしてそうした大学院の多様化を容易にするための大学院制度の弾力化を提言しているのである。

また「答申の視点」では、多様化を可能にするための制度弾力化の方向が示されている。その主なものは第一に、従来のような学部に基礎をおく大学院とは異なる独立大学院や独立研究科などを想定した大学院の多様かつ柔軟な編制と運用を可能にすることである。第二には、日本の学術研究水準を維持・向上させるために研究者養成機能を強化することである。これは、研究者としての優れた資質をもつ者に対して早期からの大学院教育の実施を可能にすることが想定されている。第三には、社会の多様化・複雑化への対応策として大学院教育における社会人の再教育機能を補強することである。

院弾力化答申のII部では、すでに述べた三分類にしたがって具体的な提言が盛り込まれており、その内容範囲は表5のように大学院制度全般におよぶものとなっている。

表5に基づいて、院弾力化答申における提言の特徴を整理しておきたい。特徴の第一は、提言の多くが修士課程に関するものであることがある。既述の「答申の視点」に照らした場合、博士課程に関連した第二の視点である研究者養成機能の強化よりも修士課程に関連した第一および第三の視点がより強調されている。とりわけ修士課程の修業年限短縮や修士論文の免除特例の適用拡大などについては、大学院組織編制の多様化（第一の視点）を基盤に

表5 院弾力化答申における提言内容

1. 大学院の課程の基本に関する事項
(1)博士課程の目的
* 研究者養成機能のより一層の充実
* 高度専門職業人養成機能の付加
(2)入学資格
* 学部3年次からの大学院入学の制度化
* 修士学位非取得者に対する博士後期課程への入学資格付与
(3)修士課程の修業年限
* 「標準2年」として最短1年の修了を制度化
2. 大学院の組織に関する事項
(1)研究科、専攻の組織編制
* 独立大学院、独立研究科の設置促進（類型の例示）
(2)教員の資格
* 社会人登用促進にむけた大学院教員資格の弾力化
(3)施設・設備等
* 大学院の高度化・活性化にむけての大学院固有施設・設備の整備充実
3. 大学院の教育課程に関する事項
(1)教育方法、形態
* 夜間大学院と通信制大学院の制度化
* 修士課程における1年以内の研究指導委託の導入
* 単位互換制度の積極的活用のための改善
* 単位累積加算制度の導入
(2)修了要件等
* 高度専門職業人養成の修士課程における修士論文免除特例の活用
* 博士後期課程で修了要件として単位修得を課すことは大学院の裁量に委ねる

して、大学院教育における社会人再教育機能の充実（第三の視点）を期待するものであると考えられる。

第二の特徴は、博士課程の目的として社会の多様な方面で活躍しうる人材養成を明示すべきことを提言していることである。これは、第一の特徴である修士課程における高度専門職業人養成機能の強化というような直截的な表現ではないが、博士課程における同様の機能強化を期待していると考えられる。

第三の特徴は、第一および第二の特徴と矛盾するかのようにみえるが、独立大学院あるいは独立研究科の設置促進の提言を通じて、主として研究者養成機能を担う大学院の可能性を不明瞭ながら示していること

である。同答申では「独立大学院及び独立研究科の組織編制の類型」を図示した別紙が添付されている。この別紙には独立大学院二類型ならびに独立研究科三類型が例示されており、そのなかには大学院の部局化としてのちに施策化された大学院固有の教員組織からなる独立大学院・独立研究科のモデルがふくまれている。ただし別紙では、大学院部局化がまだ明示的に提言されているとまではいえない。

以上が院弾力化答申の特徴である。ここで再び同答申の性格を総括するならば、院弾力化答申は、提言範囲が制度全体におよんでいる点において総論的であるといえるが、具体的な内容をともなった提言が修士課程にかかるものに限定されている点において、同答申が制度弾力化によつて期待している多様化とは当面修士課程に対するものであつたと考えるのが適切である。

(2) 一九九一年二月答申「学位制度の見直し及び大学院の評価について」等

つぎに院弾力化答申との関係において各論的な位置づけをもつと考えられる七つの答申（表1参照）について順次検討を加えておきたい。まず一九九一（平成三）年二月に出された二つの答申「学位制度の見直し及び大学院の評価について」（以下「学位・院評価答申」という）および「学位授与機関の創設について」（以下「学位授与答申」という）についてである。⁽⁵⁾両答申の共通点として学位制度に関する提言を行つてゐることを指摘できる。ただし学位・院評価答申は学位制度見直しの必要性から説き起こしていわゆる課程制大学院制度の趣旨徹底を促すとともに、従来からの学位種類の限定を廃止することを通じて博士学位授与の円滑化を求めてゐる。これに対して学位授与答申は、大学院の国際化等の視点から学士、修士、博士の学位体系の整備を促すとともに学位授与促進のための学位授与機関創設について具体的な提言を行つてゐる。前者が既存制度の弾力的運用に力点をおいたものであるのに対

して、後者は既存学位制度に新たな制度を組み入れることでその活性化をめざすものと考えられる。しかし両者ともに制度弾力化によって大学院の多様化を促進するという点において、院弾力化答申の各論的性質を有するものであると受けとめられる点は共通している。

つぎに学位・院評価答申のもう一つの柱である大学院の評価にも触れておきたい。大学評価の問題は、一九九一年二月に学位・院評価答申および学位授与答申と同時に出された答申「大学教育の改善について」においても取り上げられている。⁽⁶⁾ 短期大学をふくむ大学制度ならびに大学院制度における評価システム導入の問題は、制度弾力化問題と関連があるとされている。とりわけ大学院制度における評価システム導入については、院弾力化答申で総論的に「制度の弾力化に対応するものとしての自己評価・相互評価のシステムの確立」が提言され、学位・院評価答申ではその第一段階としての「自己評価の定着」が提言されているという当時の文部省幹部による解説がある。⁽⁷⁾ ここには、将来的に求められる評価システムが自己評価および相互評価（外部評価）の二種類であること、しかし日本の大院の現状からみて両評価を同時に導入することは時期尚早との判断から、前者に相当する「自己点検・評価」を先行させたことが示されている。

なおこの大学院評価に関しては、第二回追加審議要請の際に文部大臣から「大学院の教育研究活動についての評価を適切に行い、その結果に基づいて、教育研究活動の活発な大学院を、重点的に育成する必要がある」との認識が示されていた。しかし学位・院評価答申は、既述の「自己点検・評価」による自己評価活動実施の必要性を指摘するにとどまり、重点的整備のための評価については言及していない。むしろこの問題は、つぎに述べる一九九一年五月に出された答申の際に取り上げられることになる。

(3) 一九九一年五月答申「大学院の整備充実について」等

学位・院評価答申ならびに学位授与答申の約三ヶ月後の一九九一（平成二）年五月には三つの答申が出された。

「平成五年度以降の高等教育の計画的整備について」（以下「計画整備答申」という）、「大学院の整備充実について」（以下「院整備答申」という）および「大学設置基準等及び学位規則の改正について」（以下「⁽⁸⁾基準・規則改正答申」という）である。基準・規則改正答申は大学設置基準、大学院設置基準、短期大学設置基準、大学通信教育設置基準、短期大学通信教育設置基準および学位規則の改正要綱であり、それまでに大学審議会が提言した内容を実際の法令に反映させるためのものである。同答申では、具体的な改正事項とその改正施行期日までが明示されている点で、それまでの審議会答申とは異なった性格をもつものであることを指摘できる。

計画整備答申は、第一回追加審議要請に対して直接的に応えるものである。その内容は、表題どおり一八歳人口減少期における高等教育全体の整備計画を提言したものである。教育機能の強化、世界的水準の教育研究、生涯学習等への対応という三つの柱からなる高等教育の質的充実に関する提言、二〇〇〇年度時点の高等教育規模の想定をふくむ高等教育規模に関する提言、さらには高等教育財政の充実、設置認可のあり方等の行財政政策のあり方にについての提言が盛り込まれている。

ここでは計画整備答申における大学院制度関連のものを取り上げておきたい。同答申では、「各高等教育機関が、それぞれの理念・目標に基づき、個性を發揮し、自由で多様な発展を遂げることにより、高等教育全体として社会や国民の多様な要請に適切に対応し得る」との基本的認識を示しながら、大学院については基本的に院弾力化答申の路線を継承する提言を繰り返している。その一方で院弾力化答申の段階では十分に展開されていなかつた大学院の部局化に関連して、センター・オブ・エクセレンス（COE）構築の必要性を指摘している点は留意しなければ

ならない。

院整備答申は、大学審議会の大学院像を探るうえで総論としての院弾力化答申に比肩する内容をもつていて。同答申では、大学院に期待される役割がつぎの四つに整理されている。第一は、学術研究の推進と国際的貢献という観点から、学術研究推進の中核的役割を果たす機関としての大学院の役割である。第二は、学術研究・科学技術の進展にともなう優れた研究者の養成に対する需要に応えるという役割である。第三は、急速な技術革新や社会経済の進展に対応できる高度の専門的知識・能力をもつ人材の養成や社会人の再教育に対する期待に応えるという役割である。第四は、国際化の進展により学術研究面での国際交流が求められるなかで国際的通用性を保証する学位の取得に対する需要に応えるという役割である。これらは、基本的に院弾力化答申と同じ路線であるといえるが、前述の計画整備答申と同様にCOEとしての大学院像がさらに明示されているといえる。

表6は、院整備答申における提言内容を一覧にしたものである。

表6に基づいて、院整備答申における提言の特徴を整理しておきたい。第一の特徴は、大学院の教育研究組織の整備を提言するなかで大学院専任教員の配置を促進していることである。すなわち院弾力化答申では別紙によるモデル提示という形でしか取り上げられていなかつた「大学院のための固有の教員組織」で構成される独立大学院・独立研究科が、この院整備答申の段階ではより明確に描かれている。これにより、院弾力化答申では大学院多様化の例示類型であつた独立大学院・独立研究科は、大学院の高度化・活性化を担うCOEとしての役割をさらに重視されるようになつたといふことができる。

特徴の第二は、大学院学生に対する処遇改善が本格的に取り上げられていることである。本稿においてすでに検討を加えた答申類では十分に取り上げられることができなかつた大学院学生の処遇改善問題が、この院整備答申において

表6 院整備答申における提言内容

1. 大学院の教育研究組織の整備
* 高度化・活性化を図るための固有の目的をもつ教育研究組織の充実
* 大学院専任教員の配置促進
* 大学院教育に配慮した施設設備の充実
* 組織的・体系的な教育研究指導体制の整備
2. 大学院学生の待遇の改善
(1) 学生としての側面についての待遇の改善
* 日本育英会奨学金の貸与額引き上げ
* 奨学金給費制度の導入検討
(2) 若手研究者としての側面についての待遇の改善
* 日本学術振興会特別研究員制度の改善充実
* 留学その他の国際交流の機会拡充
(3) ティーチング・アシスタント等の導入に係る支援措置
* ティーチング・アシスタント等の導入にかかる具体的支援措置の検討
3. 留学生の教育体制の整備
* 日本語教育の充実・外国語による指導など留学生に配慮した教育体制の整備
* 留学生数増加に対応した教員組織・施設設備の整備検討
4. 大学院の量的整備の在り方
* 人材養成に対する社会的要請、修士課程・博士課程の特性等をふまえた量的整備
* 課程制大学院の趣旨に沿った教育・研究指導機能の強化
* 夜間大学院・入学者選抜方法の工夫など社会人の特性に配慮した措置の推進
5. 大学院に関する財政措置の充実
* 大学院の基盤的整備の充実
* 卓越した研究成果が期待される大学院への重点的整備
* 客観的で公正な評価に基づく重点的整備

てようやく議論の対象となつたのである。その文脈は、「優秀な大学院学生を確保し、大学院の活性化、研究後継者の育成を図るために」と表現されていることからも明らかのように、COE構築を視野に入れた大学院の高度化・活性化という視点に基づくものであると考えられる。

第三の特徴は、大学院の量的整備についての方向性が示されていることである。同答申は、日本の大学院の現状が国際的にみても学部と比較してきわめて小規模であることを指摘したうえで、「学術研究の進展の動向、人材養成に対する社会的要請、修了者の進路状況、修士課程・

博士課程の特性等を踏まえつつ、大学院の量的整備を図るとともに、質的水準の高い多様な教育研究を展開していくことが必要である」としている。また同答申は、大学院の質的充実と量的拡充との関係について、「大学院の量的整備は、教育研究体制等の整備による質的な改善充実と密接な関係にあることに十分留意する必要がある」としたうえで、「大学院の質的な改善充実を格段に図ることが重要であり、そのことによつても大学院の量的整備に対する需要は更に高まるものと見込まれる」との指摘を行つてはいる。このように院整備答申は、一見して相反する方策と考えられがちな大学院の量的拡充策と質的充実策との問題について、いまだ説得力ある説明とはなつていなかが、質的充実が量的拡充の需要を生み出すことによつて結果的に量的拡充も図られるとの認識をもつていてることを指摘できる。なお、同答申は量的整備の目標策定の必要性にも言及しているが、それについては今後の課題としている。

第四の特徴は、財政措置充実の問題に関連して、大学院の評価に基づく重点的整備という方針が明確に示されていることである。すでにみた学位・院評価答申の段階では、文部大臣による追加審議要請において評価に基づく重点的整備という発想がみられたが、結局それは学位・院評価答申に盛り込まれることがなかつた。しかしこの院整備答申では「重点的整備のための評価については、客観的で公正な評価が行われる必要があり、個々の整備方策の目的に即し、国公私立の別も踏まえた適切な仕組みを工夫して評価を行うことが望ましい」との提言がなされている。

以上が院整備答申の特徴である。その表題が示すように、同答申では大学院の整備充実のための提言が数多く盛り込まれているが、そのほとんどは質的な充実に重点がおかれたものであるといえる。大学院の量的拡充への提言がまったくないわけではないが、それについてはさらに半年後の一九九一年一一月答申まで待たなければならぬ。

(4) 一九九一年一一月答申「大学院の量的整備について」

大学審議会では、院弾力化答申を皮切りに大学院制度関連についての複数の答申を波状的に出していった。そしてそれは、制度弾力化による大学院の多様化および質的充実に重点をおくものが中心であった。これに対して一九九一（平成三）年一一月に出された答申「大学院の量的整備について」（以下「院量的整備答申」という）は、大学審議会がはじめて大学院の量的拡充について真正面から取り上げたものである。⁽⁹⁾

院量的整備答申は、具体的提言の提示に先だって大学院の量的整備の必要性を三つの側面から説明している。第一は「学術研究の高度化及び研究者の養成」、第二は「社会の多様な方面で活躍し得る人材の養成と社会人のリカレント教育」、第三は「教育研究を通じた国際的な貢献」である。これらの表現自体はけつして新しいものではなく、それ以前の答申類においても散見することができた。しかし院量的整備答申では、つぎに示すように、各側面について簡潔ながらも従来以上に明確な説明を展開している。

第一の側面では、日本が「他の先進諸国に伍して発展するとともに、国際社会に積極的に貢献していくためには、学術研究において常に世界的水準を追求し、これを維持することが必要である」としたうえで、「近年の学術研究の進展や社会経済の変化に対応し、基盤となる創造的な研究の推進やその成果の多様な応用・展開、または創造性豊かな優れた研究者の養成・確保の観点から、大学院の果たすべき役割はますます重要になっている」ので大学院の拡充が必要であるとしている。さらに第二の側面では、急速な社会変化や学術研究・産業技術の高度化とともに高度専門知識・能力をもつ人材の養成に対する期待、社会人のリカレント教育に対する需要が急速に高まっているとしたうえで、「このような要請に対応するため、制度的には、既に博士・修士いずれの課程の目的も、研究者の養成のみならず社会の多様な方面で活躍し得る高度な専門的知識・能力を有する人材の養成を行うものとして改めら

れており、また、社会人の受入れに配慮した制度の弾力化の措置も講じられている」ので、「今後は、既に講じられた制度改革の趣旨を踏まえ、このような人材の養成を目指した大学院の拡充が特に求められている」としている。また第三の側面では、日本の社会が「近年の著しいグローバリゼーションの進展により、あらゆる分野において諸外国との交流を前提として成立するものとなつて」おり、「高度な教育研究を行う大学院は、いわゆる『留学生受入れ一〇万人計画』の推進など世界の人材養成への貢献、さらには国際的な研究者の交流、共同研究等学術研究面での国際交流などの点で、ますます重要な役割を果たしていくことが要請されている」ので大学院の拡充が必要であるとしている。

このように院量的整備答申は、日本の学術研究水準の維持・向上および人材養成面での国際貢献という目標を掲げながら、優れた研究者の養成と高度専門職業人の養成を大学院の量的拡充によつて達成することをねらつてているのである。そして同答申では、量的整備に際しての留意点として四項目の指摘を行つてある。「質的な改善充実」「高度な専門的知識・能力を有する人材の養成への配慮」「履修形態の多様化・弾力化」「多様で特色ある発展」がそれである。同答申は、これら留意点に即した形でのちに具体的な施策が提示される構造となつてゐるので、その具体的な提言を見るに先だつて「留意点」の特徴を確認しておきたい。

まず指摘できることは、第一項目「質的な改善充実」における大学院の量的拡充と質的充実との関連についての記述に関するである。院量的整備答申では「今後、大学院の規模の拡大を図つていくためには、教育研究組織、施設設備、教育研究経費などの教育研究条件について基盤的整備に努めるとともに、教育研究活動の評価を踏まえた重点的整備を進める必要がある」との記述がなされ、重点的整備による質的充実が量的拡充についての社会的合意形成の誘因となる見通しを示している。この点については、院整備答申における認識と同一であると考えられる。

「留意点」の第二の特徴は、第二項目「高度で専門的知識・能力を有する人材の養成への配慮」と第三項目「履修形態の多様化・弾力化」を通じて、高度専門職業人の養成のための制度整備を強く促していることである。具体的には、すでに院弾力化答申に基づき修士課程で制度化された「夜間大学院や昼夜開講制」の活用や「履修形態の一層の多様化・弾力化」の推進などがこれに該当する。

さて、院量的整備答申の具体的提言の内容を確認しておきたい。同答申では、すでに院整備答申で提言済みの諸施策の展開を要望したうえで、新たにつきの三点が加えられている。すなわち第一に「科目等履修生制度の導入」、第二に「長期在学コースの設定」、第三に「教育研究指導の場の弾力的な設定」である。第一の内容は、一九九一年二月答申「大学教育の改善について」に基づき同年六月の大学設置基準の一部改正によつて学部段階で導入されたものを新たに大学院にも導入しようとするとするものである。なおこれに関連して、院量的整備答申では「各大学院の判断により、入学前の単位の修得状況に応じ、在学期間を短縮し得ることとするのが望ましい」との付言もなされていいる。また第二については修士課程に長期在学コースを設けることによつて、第三については教育研究指導の場を大学院本校所在地以外の地域に設けることによつて、それぞれ大学院への社会人の受け入れを拡大できるような施策を求めていいる。

ここで院量的整備答申における提言の特徴を整理しておきたい。第一の特徴は、同答申はその表題から受ける印象にくらべて具体的な提言がそれほど多くはないことである。すでに指摘したように、同答申は大学審議会がはじめて大学院の量的拡充について真正面から取り上げたものである。しかしその内容は量的拡充の必要性を説くことに重点がおかれており、新たに提言された三項目についてもその方向性は院弾力化答申の際に提示されていたものの延長線上にあるといつてよい。

第二の特徴は、同答申には「将来における大学院の量的整備目標の策定」という項目が盛り込まれていることである。この量的整備目標の策定は、一九九一年五月の院整備答申においてその必要性が指摘されながらも、今後の課題とされていたものである。院量的整備答申ではこの課題に応えるために、同答申のおよそ半分の分量を費やして検討を行いながら、「平成一二年度時点における我が国の大学院学生数の規模については、社会人の学生及び留学生も含め、全体としては少なくとも現在の規模の二倍程度に拡大することが必要である」との結論を示している。

(5) 一九九三年九月答申「夜間に教育を行う博士課程等について」

大学審議会では、一九八八（昭和六三）年の院弾力化答申において大学院での教育方法や形態について言及するなかで、夜間大学院と通信制大学院の制度化の必要性を述べていた。このうち修士課程の夜間大学院は一九八九年九月の大学院設置基準一部改正によって制度化されたが、博士課程については制度化されなかつた。一九九三年九月答申「夜間に教育を行う博士課程等について」（以下「夜間博士答申」という）は、この博士課程の夜間大学院の必要性を説き、制度化を促すものである。¹⁰⁾

夜間博士答申は、全体で二部構成となつていて、第一部「夜間に教育を行う博士課程の導入等について」では、先行した修士課程夜間大学院の現状分析を行い、「全体として夜間大学院等の仕組みが、社会人の学習機会の拡大に有効に活用されている」との評価を示したのち、夜間に教育を行う博士課程の必要性を説明している。その趣旨は、一九八九年九月の大学院設置基準一部改正で博士課程においても高度専門職業人養成が目的に加えられたことを契機に、今後は海外での評価が高い博士学位に対する社会人の需要が増加することが見込まれるため、夜間に教育を行いう博士課程が必要であるというものである。

ただし同答申では、夜間に教育を行う博士課程の実施形態として夜間大学院の博士課程と昼夜開講制の博士課程の二種類を指摘したうえで、後者については早急な制度化を求めているが、前者については「導入の途を開く」必要性を訴えるにとどめている。そして昼夜開講制の博士課程に関しては、社会人の再教育など社会的な需要が見込まれる分野を対象とすること、社会人選抜の方法に配慮・工夫を行うこと、大学院専任教員の配置など教員組織の整備を行うことなどを指摘している。

また第二部では、第一部での提言を制度化するための大学院設置基準一部改正要綱が示されている。

(6) 一九九七年一二月答申「通信制の大学院について」

すでに述べたように、通信制の大学院が必要であるという方向性は、院弾力化答申において示されていた。⁽¹⁾一九九七（平成九）年一二月答申「通信制の大学院について」（以下「通信制院答申」という）は、その方向性をより具体化して通信制大学院の制度創設を提言するものである。同答申の構成は、夜間博士答申と同じ二部構成となっている。

通信制院答申は、通信制大学院が必要性とされる理由を「大学院への期待の高まり」と「社会に開かれた大学院」という二側面から説いている。いずれも院弾力化答申を契機に従来の諸答申においても繰り返し提示されてきたものであり、同答申のみに特徴的な指摘を見出すことはできない。あえて特徴を指摘するならば、近年における「情報通信技術の発展は、従来の高等教育の教育形態の概念に大きな影響を与えていた」として、それまで通信添削型授業や放送大学における放送授業をさしていた「遠隔教育」概念の拡大を指摘していることである。

その一方で同答申は、「通信制の大学院についての考え方」において一一項目におよぶ詳細な提言とその理由説明

を行つてゐる。そして第一項目では、将来的に通学制大学院と通信制大学院の境界がなくなることを指摘しながらも、「当面は、従来どおり通学制と通信制という区分を維持した形で通信制大学院制度を発足する」としてゐる。

表7は、通信制院答申の提言内容を一覧化したものである。

表7に基づいて、通信制院答申の特徴を整理しておきたい。第一の特徴としては、通信制大学院制度の創設の準備が同答申以前の答申提言や法令改正によつて整えられていたということを指摘できる。同答申の具体的提言は表7に示したように多項目におよぶ。しかしその内容を検討すると、法制度的な枠組みはすでに院弾力化答申を中心とする諸提言に基づく大学院設置基準一部改正によつて準備されていることがわかる。それは、同答申第二部「大学院設置基準の改正について」をみるとことにより明確になる。すなわち同部分では、「大学院には、通信教育を行う修士課程を置くことができる」とする」ならびに「大学院は、通信教育によつて十分な教育効果が得られる専攻分野について、通信教育を行うことができる」とする」旨の新たな規定を盛り込むこと以外は、既存の大学院設置基準規定の適用あるいは準用によつて対応しているのである。

特徴の第二は、通信制大学院制度の創設を修士課程のみに限定することに示されているように、そのねらいは大学院における高度専門職業人養成機能の強化におかれてゐることである。その意味において通信制大学院は、学位授与機構の創設、科目等履修生制度の活用や夜間大学院の設置などと同様に、企業等のニーズを基盤とした社会人の再教育ニーズへの対応方策の一つとして位置づけられており、教育機関としての大学院の機能強化が期待されたものと考えられる。

(四) 第二回諮問に対する答申

(1) 一九九八年一〇月答申
「二一世紀の大学像と今後の改革方策について」

第一節で指摘したよう

- に、一九九八（平成一〇）年一〇月答申「二一世紀の大学像と今後の改革方策について」（以下「大学像答申」という）は直接的に大学院制度改革のみを提言したものではない。¹²⁾しかし同答申の総括的な性格から、大学院制度改革に関するも一定の具体的な提言がふくまれているので、それらを確認しておきたい。
1. 制度創設に当たっての基本的考え方
 - * 通学制と通信制との区分維持
 2. 通信教育を行う大学院の課程
 - * 修士課程のみ開設
 - * 博士課程は時期尚早
 3. 通信教育を行い得る専攻分野
 - * 通信教育により十分な教育効果が得られる専攻分野
 4. 入学者選抜
 - * 各大学院の理念・目標に応じた選抜
 5. 教育方法
 - * 授業科目の授業と学位論文作成指導（研究指導）
 - * 「印刷教材等による授業」「放送授業」「面接授業」の組み合わせ
 - * 研究指導は対面指導の機会を設けることが望ましい
 - * 添削等による「通信指導」の適宜実施
 6. 修了要件
 - * 通学制大学院修士課程に同じ（大学院設置基準16条の適用）
 7. 教員数と収容定員
 - * 通学制大学院に同じ
 8. 校舎等の施設・設備
 - * 通学制大学院に同じ
 - * 通信指導、印刷教材等の保管・発送のための施設に配慮
 9. 通信指導のための組織等
 - * 通信指導、教育相談のための適当な組織等を設ける
 10. 教育研究水準の維持向上方策
 - * 自己点検・評価の実施
 - * 水準維持向上のために相互評価の導入などを工夫
 11. 大学院設置基準の適用
 - * 通信制大学院設置、大学院での通信教育開設は大学院設置基準による

大学像答申では、「二一世紀の大学像」（第一章第三節）のなかで「大学院における教育研究」としてつぎのよう
な記述がみられる。

大学院については、学術研究の中心としての発展とともに、今後、社会・経済の高度化・専門化、大学等と社会との往復型の生涯学習社会への転換等が一層進行していくことを踏まえた高度専門職業人機能の一層の強化が重要になる。その際、職業上必要な新しい知識・技術を求める者や、実社会で身に付けた実践的な知識・経験を学術的に更に高めていくことを希望する者に対して広く門戸を開き、その需要に十分にこたえ得るようにしていく必要がある。

さらに同節の「高等教育規模の展望」という項目では、大学院の役割は①学術研究の高度化と優れた研究者の養成機能の強化、②高度専門職業人の養成機能、社会人の再学習機能の強化、③教育研究を通じた国際貢献の三点にあるとして今後さらなる整備充実の必要性が述べられている。また同項目では、「なお、国立大学については、今後大学院の規模の拡大に重点をおく必要があるが、関連して状況に応じ学部段階の規模の縮小も検討していくことが必要である」とも述べられている。

表8は、大学像答申における大学院制度改革関連の方策を一覧化したものである。

表8に基づいて、大学像答申の大学院制度改革方策を特徴を整理しておきたい。第一の特徴は、提言されたほとんどの方策が第一回諮問（一九八七年一〇月諮問ならびに一九八九年二月・三月の追加審議要請）に対する諸答申と同一的路線に位置づくものであるということである。すでに取り上げたように、第一回諮問に対する諸答申は逐次答申の形で波状的に示されたため、その改革方策の全体像が必ずしも明瞭ではなかつた。それに対して大学像答

表8 大学像答申における大学院制度改革方策

〈大学院の教育研究の高度化・多様化〉	
1. 大学院の組織編制の在り方	
(1)制度上の位置付けの明確化	
* 学部に基礎をおく研究科に研究科教授会の設置を認める	
* 大学院中心の研究科を学部と同等に大学運営上の基本的単位と位置づける	
(2)一定規模以上の学性を擁する大学院の専任教員等	
* 大学院専任の教員組織と大学院専用の施設・設備の必要性を設置基準上で明記	
2. 大学院の課程の目的・役割の明確化	
* 修士課程は研究者養成の一段階または高度専門職業人の養成	
* 博士課程は学術研究の推進拠点および研究者養成の中核的機関	
* 並列方式による大学院設置形態の促進	
3. 高度専門職業人養成に特化した実践的教育を行う大学院の設置促進	
* 特定の職業等への従事に必要な高度専門的知識・能力育成に特化した大学院	
* 専門職学位を設けず現行の修士学位で統一	
* 学位取得と職業資格との関連づけの検討	
* 博士課程については今後検討	
4. 卓越した教育研究拠点としての大学院の形成、支援	
* 客観的で公正な評価に基づく重点的整備	
〈教育研究システムの柔構造化〉	
5. 修士課程修業年限の弾力化	
* 1年制コースの制度化	
* 長期在学コースの制度化	

申はそれまでの諸答申の提言内容を総括的に提示しており、その点でほとんどの提言方策は内容的に再掲出されたものとなっている。

特徴の第二は、これまでと同じく大学院における研究者養成機能と高度専門職業人養成機能とが併記されてはいるが、前者より後者に焦点があてられていることである。その結果、具体的提言は修士課程に関するものがより多くなされる形となっている。こうした背景には、大学審議会の当面の関心が大学院の量的拡充に向けられていることが考えられる。一九九一年の院量的整備答申で検討の必要性が指摘されていた長期在学コースの制度化提言などの修士課程修業年限の弾力化方策は、それを示すものである。

特徴の第三は、第二の特徴の一方で研

究者養成機能については、博士課程を優れた研究者の養成の中核的機関と位置づけるとともに学術研究の推進拠点と位置づけることによつて、充実強化を図ろうとする方向を明示していることである。国立大学について今後大学院の規模拡大に重点をおき、学部段階の規模縮小も検討する旨の指摘と、評価による重点的整備の導入提言とをあわせ読むと、そこには国立大学大学院の博士課程における優れた研究者の養成機能重視という方向があることを推測できる。

(2) 一九九九年八月答申「大学院入学者選抜の改善について」

一九九九（平成二二）年八月答申「大学院入学者選抜の改善について」（以下「院入学答申」という）は時期的には第二回諮問以後に出されたものであるが、内容的には第一回諮問に対する逐次答申として位置づけられている。^{〔13〕}

院入学答申では、その冒頭で大学院入学者選抜改善の基本方向が示されている。その骨子は、大学像答申において整理された大学院の三つの役割を果たすために各大学院の特性に応じた入学者資格の弾力化や入学者選抜方法の改善を行うという内容になつていて。ただし前者の入学者資格の弾力化については、すでに院弾力化答申での提言をうけて学部三年次からの大学院入学の制度化と修士学位非取得者に対する博士後期課程への入学資格付与が一九八九年度から実現している。また後者についても各大学において社会人特別選抜が導入されるなどすでに一定の施策が実施されている。

そうした前提のうえで院入試答申が具体的に提示した方策は、さらなる入学資格の弾力化および入学者選抜実施方法の工夫改善の二項目となつていて。前者については、「制度的な接続の観点からの入学資格の弾力化」と「大学院における個人の能力の個別審査による入学資格の付与」という二つの観点からそれぞれ提言が行われている。具

体的には第一の観点により、①短期大学をふくむ大学に二年以上在学・六二単位以上修得した者で養護教諭の専修免許状または一種免許状を取得した者、②専修学校・各種学校・国立養護教諭養成所を卒業した者で教諭あるいは養護教諭の専修免許状または一種免許状を取得した者、にそれぞれ大学院入学資格を認めるというものと、さらに③大学の医学・歯学・獣医学の分野における学部からの大学院への早期進学の特例を認めるというものである。第二の観点については、特例としての扱いで、各大学院での個人の能力の個別審査に基づいて修士課程および博士前期課程への入学資格を認めるようになることが提言されている。

また後者の入学者選抜実施方法の工夫改善という点については、制度弾力化によつて多様化した各大学院がそれぞれの理念・目標や求める学生像を明確に示したうえで、それに応じた入学者選抜方法の工夫改善を行うことを求めている。

以上が院入学答申の提言内容である。その提言では、院弾力化答申による大学院の多様化路線に基づいて強力かつ継続的に推進されてきた修士課程を中心とする高度専門職業人養成機能の強化と同じく、修士課程を中心とする量的拡充をよりいつそう促進させることが意図されているものと考えられる。

(五) 第三回諮問に対する答申

一九九九（平成一二）年一一月に行われた大学審議会への第三回諮問に対する答申は、二〇〇〇年一一月に「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について」（以下「グローバル化答申」という）として出された。^{〔14〕} 諮問事項がきわめて広範におよぶものであったため、それに対応してグローバル化答申の提言内容も広範なものとなつてゐる。同答申は、その冒頭においてグローバル化時代において高等教育がめざすべき改革の方向を示してい

る。その目的は、日本の高等教育の国際的通用性・共通性の向上および国際競争力の強化という二点に設定され、これらを達成するためには①グローバル化時代を担う人材の質の向上にむけた教育の充実、②科学技術の革新と社会・経済の変化に対応した高度で多様な教育研究の展開、③情報通信技術の活用、④学生・教員等の国際的流動性の向上、⑤最先端の教育研究の推進にむけた高等教育機関の組織運営体制の改善と財政基盤の確保の各視点からの改革方策が示される構成となっている。なおこの五つの視点の相互関係については、①および②が国際的な水準を視野に入れながら日本の大学における教育内容・方法のよりいつそうの改善充実の方向性を示すものとされ、③および④が情報通信技術の革新や国際交流の急速な進展のなかで大学教育における情報通信技術の活用による国際交流の円滑化を図る具体的方策を示すものとされ、⑤は①から④の改革を進めるための基盤となる大学の組織運営・財政面での改善充実の方向性を示すものとされている。ここでは大学院関係に限定して内容を確認しておきたい。

グローバル化答申において大学院制度改革に関する直接的な提言は、②ならびに④の視点にかかわって示されている。②に関しては、第一に、大学院の教育研究の高度化・多様化を図るために「課程制大学院としての充実した教育研究指導を行い、教育研究の国際競争力の強化と世界的水準の教育研究の展開を目指して、教育研究の更なる質的向上を図る必要がある」というものである。第二は、「広い視野をもつ人材の育成をめざした学部段階での幅広い教養教育を基礎とした専門大学院の設置を促進して、「学部と大学院を通じて高度専門職業人を養成するシステムを確立する」ことの必要性を示している。第三は、社会人の大学教育へのアクセスを拡大するために社会人特別選抜の実施、科目等履修生制度の活用、夜間大学院の設置をさらに推進するとともに、放送大学の整備充実や放送大学院の創設にむけた準備をすすめることを提言している。

一方④に関しては、第一に、若手教員等の海外派遣の充実を図ることが提言され、学位取得のための大学院生や

若手教員の海外留学の推進の必要性が示されている。第二には、日本への留学生に対する学位授与の改善が求められるとともに、とりわけ文系を中心とした博士の学位授与の円滑化にむけた教員の意識改革の必要性を述べている。

以上がグローバル化答申における大学院制度関連の主な提言である。同答申の全体的な特徴は、すでに第三回諮問の内容確認の際にも指摘したことともかかわって、教育機能面に重点がおかれている点にあると考えられる。その傾向は大学院制度関連の提言についても同様であり、直接的には課程制大学院としての教育機能の向上をめざすことに主眼がおかれていると受けとめることができる。

二、先行文献における大学院改革分析

(一) 先行文献における分析の視角

本章の目的は、大学審議会答申によつて急速かつ広範に展開される大学院制度改革に対する先行文献の分析内容を明らかにすることにある。大学院制度改革の動向を扱つた先行文献はすでに数多く存在するが、本稿ではとりわけ大学審議会答申との関連において記述されている文献のいくつかに限定して考察を行うものとする。⁽¹⁵⁾

さて大学審議会における大学院制度改革の動向を扱う文献を概観すると、そこに大きく二つの傾向を読み取ることができ。一つは、大学審議会が波状的に出す各答申の相互関連についての分析を中心にしながら、同審議会の大学院制度改革の全体像の解説的論述を行うものである。他の一つは、大学審議会における大学院制度改革の全体像というよりはむしろ各答申の具体的提言に着目しながら、各論的に大学院制度改革に論評を加えるものである。

以下では、前者に位置づけうるものとして合田隆史「大学院改革の動向」、後者に位置づけうるものとして市川昭

午「大学院教育の展望」を個別に取り上げることにしたい。

(二) 合田隆史「大学院改革の動向」における分析

大学審議会答申における大学院制度改革の動向について、一九九一（平成三）年当時文部省高等教育局大学課課長補佐の職にあつた合田隆史は、つぎに示す五つのフレームワークによる整理を行つていて^{〔16〕}いる。

- ①制度の弾力化による大学院の多様化
- ②大学院の評価の重視
- ③ソフト、ハード両面からの大学院の実質化
- ④大学院の量的拡大
- ⑤財政措置の充実

以下、合田による整理の要旨を示しておきたい。①については、一九八八年の院弾力化答申に触れ、同答申では「組織編制の多様化、学生・教員の多様化、目的の多様化、教育課程や教育方法の多様化等の要素が指摘されている。このために必要な措置として大学院制度の弾力化があり、これを実効あらしめるためには、各大学院の主体性を生かす制度運用面の弾力化、財政面での充実及び大学院の評価が重要であるというのが、大学審議会における多様化のフレームワークであると考えられる」と述べている^{〔17〕}。なお、院弾力化答申に関して、「制度の弾力化後にどういう大学院の姿を描いているのかが必ずしも明確ではない」との意見に応える形で、合田は四つの見解を示している。一つには、一連の答申では課程制大学院の趣旨の実体化の必要性が指摘されているとともに、大学院が学部から独立して独自の教育研究活動を行う姿への移行が示されているとして、「一定の改革の方向性が示されている」と

結論づけている。⁽¹⁸⁾二つには、院弾力化答申の改革方針を促進するための具体的措置が一九九一年の院整備答申に盛り込まれているとして、大学審議会における大学院改革方針の系統性を指摘している。三つには、大学院に対する社会的期待が多様化していることを前提としたうえで、大学院の多様化そのものに意義があることを指摘している。四つには、「大学院改革の方向性、あるいは大学院の在るべき姿を考えるのは誰の役割かという問題」を喚起したうえで、院弾力化答申は各大学等で具体的な検討が行われてはじめて答申として完結する性格のものであるとの認識を示している。⁽¹⁹⁾

また、制度の弾力化による多様化の追求が各大学院の教育研究水準の低下をもたらすとの批判に応える形で、「教育研究水準について最終的に責任を持つのは当該大学院しかないとすることを議論の出発点に据えるべき」との見解を述べている。⁽²⁰⁾

フレームワーク②(大学院の評価の重視)について合田は、「まず、制度の弾力化後の水準向上のための自己評価・相互評価のシステム、及び大学院の重点的整備のための客観的評価システムがあり、これらの第一段階として、自己点検・自己評価の定着がある」と述べている。⁽²¹⁾そして院弾力化答申によつて制度弾力化に対応するものとしての自己評価・相互評価システム確立の必要性が喚起され、一九九一年の学位・院評価答申によつてその第一段階として自己評価システムの導入が具体的に提言されたとの整理を行つている。こうした整理を通じて合田は、自己評価システムが大学院の水準低下に対する担保装置ではなく、大学院の水準向上および活性化のための必要条件であるとの見解を示すのである。

フレームワーク③(ソフト、ハード両面からの大学院の実質化)については、院整備答申での具体的提言に触れながら、「大学院の教育研究組織の整備」と「これに、大学院学生の処遇の改善及び留学生の教育体制の整備を加え

て、ここでは、大学院の実質化のフレームワークとして整理することとしたい」と述べている。²²⁾

フレームワーク④（大学院の量的拡大）は、一九九一年七月に大学審議会大学院部会がまとめた審議概要および院整備答申に着目したものである。両者の関連について合田は、「審議概要是、量的整備目標を示すことに主眼が置かれており、量的整備の在り方については、むしろ三年五月の整備答申により明確に示されている」と述べている。²³⁾さらに合田は、前者が平成一二年時点における大学院学生数規模を全体として少なくとも二倍程度に拡大するとの整備目標を示したことに関して、実務的なささらに踏み込んだ検討が必要であるとの認識を示している。

フレームワーク⑤（財政措置の充実）については、院整備答申における「卓越した教育研究実績をあげることが期待される大学院や教育研究上の新しい試みに意欲的に取り組もうとしている大学院に対して、思い切った財政措置の充実を図り、重点的な整備を行っていく」という提言とその重点的な整備が評価を踏まえて行われる点を指摘して、これを財政措置の充実のフレームワークとしている。そしてこのフレームワークに対して合田は、みずから三つの疑問を設定しながらそれに対する見解を述べている。

第一は、大学審議会答申が指摘する量的整備と質的整備、基盤的整備と重点的整備という相反するそれぞれの整備は現実に両立しうるのかという疑問である。これに対する合田の見解は、「各大学院が発展的な拡大を試みていくことによつて、これらは両立し得る」というものである。²⁴⁾これに対する根拠としては、財政事情が厳しい状況にあっても「現に、社会的な支持のあるところにはそれなりの財政投資が行われている」というものである。²⁵⁾そしてその社会的な支持をどのようにして取りつけるのかというのが第二の疑問である。これに対しては、大学の発展全般についての広範な支持を得ることが容易でないことを指摘しつつも、「どうしても国民的な支持を取り付ける必要がある。そのためには、大学審議会が答申の中で財政措置の必要性を指摘するとともに、大学関係者がそれぞれの立場

で国民に理解を求めるための工夫と努力が必要である」としている。²⁶

第三の疑問は、これを受ける形で「ある程度総論的な合意はなんとか得られるであろう。しかし、各論になつた場合、さまざまな批判が、それも建設的な代案のない不満が顕れるのではないか」というものである。²⁷これに対する合田の見解は明快である。「重点的整備という場合、審議会答申を待つまでもなく何らかの評価が前提になることは当然である。そして評価システムには、完璧なものはない。したがつて、現時点で可能な最善のシステムによつてある程度の重点的整備を進めていく必要がある」という見解である。²⁸

以上が、大学審議会答申における大学院制度改革の動向に対する合田の分析である。この論考は一九九一年秋ごろに執筆されたものであるため、一九九一年一一月の院量的整備答申以降のものには言及していない。しかし文部省当局者である合田が五つのフレームワークという形で試みた大学審議会答申の整理内容は、本稿第三章において同審議会の大学院像を探るにあたつて念頭においておく必要があると考えられる。

(三) 市川昭午「大学院教育の展望」における分析

大学審議会が一連の答申類で提言した大学院拡充方針に対する市川昭午の指摘は、概括的ではあるがきわめて明快である。まず大学院拡充の必要性について、市川は院量的整備答申が示す「量的整備の必要性」の三点を確認しながらつぎのように述べている。

すなわち第一点（学術研究の高度化及び研究者の養成）については、「わが国が今後他の先進諸国に伍して、先駆的な学術研究を推進し、国際的な貢献を果たしていくには、創造性豊かな優れた研究者の養成・確保を図っていく必要がある……（中略）……ことは理解できるが、それがただちに大学院における研究者養成に対する需要の拡大

につながるとはいえない」としたうえで、「創造性豊かな研究者の養成や世界に貢献する学術研究の推進にとつて、質的にみても大学院が最も適切な場であり、大学院でなければ独創的な科学技術の研究や高度人材の育成はできない、と大学審は考へているようである」としている。⁽²⁹⁾ 第二点（社会の多様な方面で活躍し得る人材の養成と社会人のリカレント教育）については、「企業の人材需要に関するには、審議会も数量的にはつきり把握しているわけではない。企業の採用希望はこれまでと同じく理工系が中心であり、人文・社会系の需要が近い将来急激に拡大する見込みは薄い。……（中略）……もつとも、人文・社会系を中心に社会人のリカレント教育需要が最近増加傾向にある。そのなかには看護や教育など職業型の教育需要も含まれるが、生き甲斐学習型の需要も少なくないようである。……（中略）……リカレント教育の需要をどこまで答申がいう人材の養成とみなすべきかは定かではないし、近い将来それが在来型学生に匹敵するような重みをもつとは考えにくいが、今後カルチャーセンター型の大学院が普及することは十分考えられる」としている。⁽³⁰⁾ 第三点（教育研究を通じた国際的な貢献）については、「留学生の潜在的需要が大きいのは確かだが、留学生に対しては日本人学生とは異なるサービスを必要とする。……（中略）……こうした事態に対応するため従来の研究室制度に代わってスクールとしての組織的な教育を導入すべきだという見解もある。留学生に対するスクーリングが必要だというのはそのとおりだが、研究室制度にも利点が認められる以上、それだけの理由で全面的な切り替えを図るのは早計であろう」としている。⁽³¹⁾ つまり市川は、大学審議会のいう大学院拡充の根拠に対して否定的な見解を述べているのである。

さらに市川は、院量的整備答申の「量的整備目標の策定」に対しても、「あえて倍増計画が策定されたのは、大学審が供給者中心の集まりであり、大学院の新設や拡充を強く望む供給者側の意向を汲んだからであろう」と述べ、⁽³²⁾ 供給者側が大学院拡充を望んだ理由を三點にまとめている。理由の第一点として一八歳人口の激減が目前にせまつ

ていたことを指摘し、「高等教育年齢人口の減少期を迎えた現在、大学院の設置はそれをカバーしてくれる対策と考えられているのである。大学院学生の入学がそれほど数多く期待できない大学であつても、大学院の存在が大学のステイタス・シンボルとなつていて、学部学生を確保するうえからも無視できない」としている。³³ 第二点には教育困難学生の出現に直面したことを指摘し、大学の大衆化により「学部段階の教育が大学教育の目的規定とかけ離れてしまったことが大学院拡充の大きな要因となつていて、つまり、学部教育でできなくなつたことを大学院で行おう」というのである³⁴としている。理由の第三点には大学院が大学ランギングや教員の威信を示す指標となつていることを指摘し、科学的知識の探求の場である大学院と科学的知識の所有者であることを証明する学位授与とが大学教員にとつて地位と権威さらには権力の源泉であるとの海外文献の指摘を援用している。そして「今後の需要見通し」について市川は、「拡充の中心となるのが修士課程による高度職業人人材の養成だとして、その倍増を不可欠とするほどの社会的需要が今日のわが国にはたしてあるのかということについては多分に疑問なしとしない」とも述べている。³⁵

このように市川は大学審議会が指摘するところの大学院拡充の可能性には懷疑的な立場をとつてゐるが、その一方で修士課程についてはその量的拡大を促す諸要因の存在を指摘している。その要因の第一は人材選別機関および補充教育機関としての大学院に対する理工系を中心とした需要が見込まれること、第二は理工系での人材需要とのバランスの観点から人文・社会系における修土学位の需要が見込まれること、第三に国による生涯学習振興政策との関連においてカルチャーセンター型大学院の需要が見込まれること、第四に大学院の拡充がたとえ供給側の論理によるものであつても結果的には学部教育の弱体化とあいまつて需要の掘り起こしを行うことになるということである。³⁶

さてこれまで院量的整備答申に対する市川の見解を紹介したが、市川の論じるところは大学審議会の大学院拡充路線全体に対する問題提起にまでおよんでいるので、つぎにそれを確認しておきたい。まず市川は大学院の拡充が進められた際に「予想される問題点」として、学部教育へのしわ寄せ、大学内部の分極化、高等教育の階層化という三つの側面から興味深い問題点を指摘している。

学部教育へのしわ寄せという側面については、大学審議会の議論が学術研究の重視ならびに国際競争に耐えうる科学技術振興とその人材養成に偏重している点を指摘し、「これは科学技術政策としては合理性を有するにしても、こうした方針の下では大学の教育機能がさらに衰退するのは目にみえている」と断じている。⁽³⁷⁾ そして「今後大学院に対する需要が爆発的に増大するとすれば、それは日本の学歴社会化がさらに昂進したり、学部教育の空洞化がますます進行することが前提となる公算が大きい」と述べるとともに、「果てしなくスクーリングを延長していくといふ」「アメリカ・モデルをどこまでも追いかけるのが本当に賢明な政策なのか、再考の余地があろう」との見解を示している。⁽³⁸⁾

また大学内部の分極化という側面からは、端的に「大学院の拡充と研究重視の政策によつて学内では陽の当たる者とそうでない者とに教員が分極化するのは必至である」と述べ、「大学の名声を高め、公費助成を増やすために、政府・産業界が必要とする分野を中心に大学院の研究プログラムが強化され……（中略）……博士課程の先端技術分野が重視され、政府および大学当局の資金が優先的に配分され……（中略）……学部段階や人文・社会科学の分野はそのしわ寄せを受けることを免れない」と警告している。⁽³⁹⁾

そして高等教育の階層化という側面については、「重点配分やプロジェクト中心の予算配分がしだいに進んでいくのは必至で」「大学間の格差はこれまで以上に拡大し、重点化大学、博士大学、修士大学、学部大学、短期大学といつ

た区分はいつそう揺るぎないものになる」と指摘したうえで、「大学院重点化大学の創設は、COEを目指す学術政策としては合理性を有するものの、教育政策としては問題であり、わが国学部教育の最も優れた部分を弱体化させる危険を孕んでいる」と述べている。⁽⁴⁰⁾

このように市川は三側面からの問題提起を行つたのち、「必要とされる大学改革」としてやはり三つの観点からの提言を展開している。第一は大学院自体の質的転換であり、量的拡大は質的变化をもたらすとのトロウ・モデルに基づき大学院の教育機関化を指摘している。すなわち大学院設置基準における修士・博士課程の目的規定に高度専門職業人養成が盛り込まれている点および欧米諸国では現実に職業能力修得のための修士課程が増加している点を例示して、「これから大学院は研究や研究者養成よりも実務家養成を主要な課題とするようになろう」としている。研究者養成機関から職業人養成機関への大学院の質的転換を提言しているのである。⁽⁴¹⁾

第二には、大学全体の改革を視野に入れた大学院改革の必要性を訴えている。具体的には学部と大学院の役割の明確化である。ここでは戦後日本の大学が抱えつづけている一般教育と専門教育との関係に言しながら、専門教育を大学院が担うとすれば学部教育では一般教育が中心となるとの認識に基づいて「学部教育の水準低下は確かに大きな問題であるが、本来学部教育の改善によつて対処すべき事柄であり、これを大学院拡充の理由とするのは邪道である。……（中略）……スクーリングならば、教育機関としての性格が明確な学部教育として行う方が効率的である。それを大学院が担う場合には大学院自体が教育機関であることの明確な認識のうえに立つて行う必要がある」として、「大学院は同じ教育機関であるとしても学部とはつきり異なる性格にするべき」との見解を述べている。⁽⁴²⁾

第三には、大学の役割機能の再検討を求めている。第二の提言が主として大学内部における役割分化を内容とし

ていたのに対して、ここでは大学間の役割分担を指摘している。その指摘は、ほかの提言にくらべて趣旨がやや不明瞭な点があるが、大学教育と学術研究を区別する必要性を述べ、「研究および研究者養成と、エリートおよび専門家養成ならびに大衆教育を分離する必要が生じてくるが、その場合の高等教育の再編成はタテ型とヨコ型の二種類が考えられる」としている。⁽⁴³⁾

以上が、大学審議会の大学院制度改革動向に対する市川の分析内容である。繰り返しになるが、市川の見解とりわけ後半部分の問題提起的な主張は一見して明快である。その特徴は大学院の教育機関化にあると考えられるが、その背景には市川自身がいうように科学技術政策としてではなく教育政策としての視点が存在することにあると指摘することができる。ただしこの指摘は、市川による教育政策としての大学院の位置づけの評価を踏まえたものではない。

三、大学審議会答申の大学院像

(二) 大学院像分析の観角

本章の目的は、第一章および第二章における分析・整理をもとに大学審議会答申に示される大学院像を明らかにすることにある。本稿におけるこれまでの叙述によつて理解できるように、大学審議会における大学院制度改革の方向性のほとんどは一九八八（昭和六三）年一二月の院弾力化答申において示されていたと考えられる。大学院制度関連の大学審議会答申を通覧すると、それらは既存の制度を弾力化することによって大学院の多様化を促進するという視点で一貫していることを指摘することができる。ここで留意すべきことは、制度弾力化による多様化とは

あくまでも「視点」にすぎないという点である。ここにいう「多様化」とは、さまざまな種類の大学院が存在することを期待する意図の表現であつて、個別具体的な大学院のあるべき姿（大学院像）を説明するものではない。したがつて本稿が目的とするところの大学審議会の大学院像を明らかにするということは、同審議会の答申に基づく制度弾力化措置によつて多様化される大学院のうちでも同審議会が最も重要視するものを見極めることを意味する。

ここで一連の大学審議会答申において示された大学院の形態を再確認しておきたい。その種類は、制度弾力化によつて多様化される対象となる従来型の大学院のほか、独立大学院、独立研究科・専攻、昼夜開講制大学院、夜間大学院、通信制大学院、連合大学院、専門大学院、放送大学院など多岐にわたつてゐる。しかもこれらの種類のいくつかあるいはすべてについて、修士・博士の課程区分、入学資格・修業年限・修了要件などの区別による多様化要因がさらに付加されている。

ところで、こうした一連の制度改革の動向については、つぎのような指摘がある。⁴⁴⁾

今次大学改革と称される、臨時教育審議会に始まる一連の改革は、多様化・弾力化にその重点が置かれ、基準の大綱化、弾力化を通じ、各大学の自主的な改革努力を促し、支援するものであつた。大学院に関する諸基準についても昭和四九（一九七四）年の設置基準以来そのような方向にあつたものであり、全体としては当面講ずべき制度的措置は一通り行われたといつてもよいかと思われる。

たしかに大学院改革をふくむ現代の大学改革では、制度の弾力化による多様化という「視点」に重点がおかれていることは事実であると考えられる。しかしそれが、「各大学の自主的な改革努力を促し、支援する」ものであるかどうかは評価が分かれるところである。

こうした指摘を考慮すると、大学審議会による大学院制度改革下では、制度弾力化による多様化という視点の設定自体が目的化されており、改革そのものを評価する尺度としても機能するべき大学院像が存在しない状態での「各大学の自主的な改革努力」のみが競争的に展開されることが想定されているのではないかとの疑惑が浮かぶかもしれない。^(註)しかし本稿の第一章および第二章における分析・整理をもとに、大学審議会答申をいま一度見直すことによって同審議会の大学院像を析出することができるものと考える。

(二) 大学審議会の大学院像

大学審議会の答申は、逐次答申という形式により波状的に公表されている。それら各答申を総括的な観点でみると、同審議会答申は全体としてその内容が繰り返し提示されることで螺旋的な構造をなしていることを指摘できる。そこでまずこの螺旋的な答申の構造に着目して、それぞれの答申において共通的に盛り込まれているいくつかのキーワードを抽出しておきたい。

第一に指摘できるのは、優れた研究者の養成機能と高度専門職業人の養成機能である。前者は博士課程に期待される機能として、また後者は修士課程に期待される機能として繰り返し使われている。なお高度専門職業人養成機能については、院弾力化答申において博士課程の目的としても付加されたことは既述のとおりである。しかしその後の答申をみると、高度専門職業人養成の機能はほとんど修士課程に限定した形で使われていることを指摘できる。同時にこの機能は、院量的整備答申などに示されるように、大学院とりわけ修士課程の量的拡充と深く関連づけられるようになる。

第二は、大学院の量的拡充と質的充実である。一連の答申では、前者の量的拡充が修士課程に対する社会的需要

に対応するという形で提示されている点が特徴的である。ただしこの点については市川が、その需要は理工系に偏重しており将来においても人文社会系の需要が急増する可能性は低いと指摘していたことは既述のとおりである。

また後者については、量的拡充のための社会的支持を得るためのものとして示されることもある一方で、量的拡充による大学院の水準低下に対応するものとして教育機能の強化という文脈で提示されることが多い。

第三は、学術研究の水準の維持・向上あるいは教育研究の高度化である。これは主に国際競争への対応という文脈から提示されることが多い。修士課程の量的拡充との関係において大学院の質的充実と同じ文脈で示されることもあるが、COE構築を視野に入れた国際社会で活躍できる優れた研究者の養成という観点がより強調されていると考えられる。答申の時期がくだるにしたがつて卓越した教育研究拠点という形で提示されるようになっている。

この点について市川が、大学審議会の議論は学術研究ならびに科学技術振興に偏重しているとの指摘を行っていたことは既述のとおりである。

第四は、生涯学習社会における社会人の再教育である。これは大学院とりわけ修士課程に対する社会的需要とも深く関連するが、大学像答申などでは往復型生涯学習社会における社会に開かれた大学院という形で提示されるようになつてている。そしてこの文脈からはさらに、修士課程を中心に入学資格・入学者選抜や履修形態あるいは修業年限の多様化・弾力化をはじめとする社会人受け入れのための観点が新たに示されるようになつていると考えられる。また学位授与答申に基づく学位授与機構の創設もこの文脈に位置づけうるものと考えられる。

第五は、大学院の教育機能の強化である。これは修士課程および博士課程の双方に対して有効であり、新制大学院の特徴である課程制大学院の趣旨の実体化という形でも提示されている。修士課程に関しては、量的拡充による大学院の水準低下に対応するものとして提示されている。また博士課程に関しては、教育研究における国際貢献の

観点ならびに人文社会系における学位授与促進の観点から、学位授与の円滑化という表現でその必要性が繰り返し述べられている。

第六は、評価システムの導入ならびに大学院の重点的整備である。評価の問題は、大学院改革のみならず大学改革全体の問題としてもきわめて重要である。一九九一（平成三）年の大学設置基準一部改正によつて自己点検・評価の実施努力規定が盛り込まれたことは周知のことである。もちろん大学の自己点検・評価活動が行われることはきわめて妥当なことであり、従来この種の活動が日本の大学で十分に行われなかつたことは反省すべきことであると考えられる。しかしながら大学院制度改革において留意すべきことは、第一章において確認したように、評価システムについて院弾力化答申では「各大学院の自己評価、各分野における教育研究の相互評価」の必要性が單に表明された程度の扱いであつたものが、学位・院評価および院整備答申以降は重点的整備との関連性が強調されている点にある。この点について合田が、評価システムには水準向上のための自己評価・相互評価と重点的整備のための客観的評価の二種類があると整理していたことは既述のとおりである。

第七は、財政措置の充実である。大学審議会は各答申において必ずといってよいほど財政措置充実の必要性を述べている。すでに第六で指摘したほかに、とりわけ院量的整備答申では量的整備の付帯条件的に大学院の基盤的整備と重点的整備の双方を要請している。

以上、それぞれの答申において共通的ないくつかのキーワードを列挙した。これらのキーワードに基づいて、大学審議会の大学院像の析出を試みることにしたい。

第一に指摘できる点は、答申では国際的に通用する学術研究機関の必要性が訴えられていることである。その際、「国際的に通用する」ということの意味内容に留意すべきであると考える。一九九九年六月、学術審議会（現科学

技術・学術審議会)は答申「科学技術創造立国を目指す我が国の学術研究の総合的推進について」をまとめている。

同答申には学術研究の振興にあたっての具体的施策が盛り込まれているが、第一項目に優れた研究者の養成と確保が掲げられ、研究者養成の中心的機関としての大学院における教育研究指導の改善・充実が述べられている。そこで求められている優れた研究者が科学技術創造立国に必要不可欠であるとの認識があることはいうまでもない。

第二に指摘できることは、答申ではリフレッシュ教育機関の必要性が訴えられていることである。大学像答申において総括的に示されているように、大学審議会は二一世紀初頭の社会的状況を「国際的な相互依存関係、世界共通標準への準拠や地球規模での協調と共生の必要性が高まっていくが、一方では地球規模での競争が一層激しくなり、国際競争力の強化が重要な課題となっていく」と想定し、そうした社会状況下では往復型の生涯学習社会化が進行するとの認識を示している。その結果、より高度な知的能力や専門的能力の獲得をめざす社会人の要請に応えるための場としてリフレッシュ教育機関が必要であるとされているのである。

さて大学審議会が一連の答申を通じて訴えていることが上記二点であるとすれば、つぎにそれら二つの機能を担うる可能性をもつ機関の措定が問題となる。すなわち国際的通用性を備えた学術研究機関としての機能および国際競争力を備えた人材養成のためのリフレッシュ教育機関としての機能という相互不可分的ではあるが異種的な機能を担うる機関を既存のどの教育研究機関に期待するのかという問題である。結論的にいふと、大学審議会はそれを大学院という機関に期待したと考えられる。ただし実態として戦後の新制大学院は、第一に後者のリフレッシュ教育機関としての性格を付与されておらず、第二に教育機関としての性格づけに起因するさまざまな制度的制約により前者の学術研究機関としての機能を十分に果たしてはいなかつたと考えられる。制度弾力化による大学院の多様化という視点は、それを示しているものと解釈することができる。すでに検討を加えた院弾力化答申にはじまる

一連の答申が行つた提言は、多様化を促進することによつて既存の大学院を一方で学術研究機関化させ、他方でリフレッシュ教育機関化させるための環境整備を行つたと考えられるのである。そしてより現実的・具体的には、前者としての博士課程、後者としての修士課程という機能分担を当面の整備方針としていると考えられる。

したがつて一連の波状的答申によつて大学審議会が求めた大学院像は、博士課程を中心とした学術研究機関としての大学院および修士課程を中心としたりフレッシュ教育機関としての大学院であつたと指摘することができる。その点からみると大学審議会は、大学院の二極分化のための多様化を推進したということもできる。

おわりに

はじめに述べたように、本稿の直接の目的は大学審議会の大学院像を明らかにする点にある。それは一言でい
うと、学術研究機能とリフレッシュ教育機能に二極分化した大学院ということができる。したがつて昨今の「大学院教育」という用語は、前者よりも後者に力点をおいたものであるといえる。有本章は、日本の大学院の制度的期待をつぎの三点に整理している。⁴⁶ それによると日本の大学院は、第一に知識の制度としての性格や役割をもつており、第二に専門分野に依拠した高度な学術活動が期待されており、第三に教育や応用を主体とする社会サービスへの役割期待が課せられているとされる。そして「学士課程が大学大衆化との関連で、『教養的教育』や『専門的基礎教育』を含めた『高等普通教育』への比重を高めなければならない今日、それとの有機的関係を実現しながらも、むしろ専門教育を中心とした活動が問われる」として、研究者養成や社会人再教育が大学院での不可欠の役割となつていると述べている。⁴⁷ この指摘の背景には学士課程、修士課程、博士課程の役割分担に関する論者の一定の認識が

あると思われる。

その一方で、寺崎昌男が『大学教育』において、一九六〇年代を中心とする大学院制度に関する五つの具体的問題を取り上げ、その課題と展望についてつぎのような整理を行っている。⁽⁴⁸⁾ すなわち第一は、大学院の基本的性格について、「修士課程は研究者養成および高級専門技術者養成の複合的性格をもつものとしてとらえ、博士課程は研究者養成ととらえる見方がしだいに支配的となつていて」⁽⁴⁹⁾ としたうえで、みずからの見解を「大学院は研究能力の育成を第一義の任務とする機関であるべきだと考える」と述べている。⁽⁴⁹⁾ そして工学系・技術系の学部が大学院をスクール的なものとみる傾向に対し、「①大学院を学部教育延長の発想に立つていてる点に問題があり、②大学院を研究能力の育成に適応しないものとする危険性がある点でより重要な問題がある」としている。また第二の大学院と附置研究所との関係については、「研究分野による具体的方法の相違を認めながら「少なくとも博士課程においては両者の関係はより有機的なものにしなければならない」としている。⁽⁵⁰⁾ 第三の修士課程の制度的性格については、修士課程を学部の年限延長の代替物とみなすことに批判を加え、「大学の教育課程のあり方は四年制を原則として、その中で専門教育課程および一般教育課程のカリキュラムを総合的に検討することによつて解決されるべきである」として⁽⁵¹⁾ いる。そして新制大学院は研究者養成機関であるとの認識から修士課程の設置が「重点的・集中的に行われるべきである」と述べ、修士課程増設に疑問を呈している。⁽⁵²⁾ 第四の大学院の集中的・重点的拡充に関連する「大学院大学」の問題については、中央教育審議会答申（一九六三年一月答申「大学教育の改善について」）が提言した「大学院大学」に対して「博士課程が設置されているか否かで大学を種別することは、学部段階の教育条件の格差をもたらすという意味で望ましくない」と述べている。⁽⁵³⁾ そして財政上の格差政策とは区別される「機関相互の平等性・対等性の原則にたつた多様化」に触れ、「『大学院大学』という言葉を、ある大学は大学院中心の大学、またある大学は学

部教育中心の大学という高等教育の眞の意味での多様化方策として考えるならば、それは一考の価値があると思われる」との見解を示している。⁵⁴第五に、寺崎は第一から第四までの指摘に関連する問題として、大学院の物的条件・教育条件の整備の必要性を強く指摘するとともに、研究者養成機関としての大学院の計画的な設置が行われるべきことを強調している。ここには、研究者養成機関すなわち教育機関としての大学院博士課程という認識に基づく見解が示されている。

このように戦後の大学院の性格づけをめぐつては、学術研究機関あるいは教育機関、さらには両者を折衷した形での研究者養成機関などいくつかの議論がある。しかもそれは過去における議論としても存在し、今日における議論としても存在しているのである。では、いつたい「新制大学院」とよばれるものはどのようなものであったのか。これは原初的な疑問ではあるが、大学院制度改革が急速かつ広範に進展している現在、本稿で明らかにした大学審議会の大学院像と「新制大学院」像とを比較考察し、その同質性あるいは異質性さらにはそれらの時代的変遷についてあらためて確認しておく必要があると考える。

その際、本稿では触れられていない今後検討されるべき課題としては、少なくともつぎに掲げるようなものがあると思われる。すなわち、①占領下教育改革における「新制大学院」像、②中央教育審議会における大学院像、③大学審議会以前の臨時教育審議会における大学院像である。今後これらを順次明らかにすることで、「新制大学院」制度に関する歴史的考察が可能になると思われる。

注

(1) 各条文は、『官報』(六〇六一号、一九四七年二月三一日付)によつた。

(2) 「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について（諮問）」（一九九九年一月一八日付）、文部科学省ホームページ「審議会情報」参照。

(3) 以下、とくに断らないかぎり院彈力化答申の内容については、文部省高等教育局「大学審議会ニュース」No.3（一九八九年六月）による。

(4) 前掲「大学審議会ニュース」No.3、一〇頁。なお、右引用のうち「あらゆる学問分野……役割を担うものであり」の部分は、一九九八年七月の同審議会大学院部会中間報告の段階では、「学問研究の後継者の養成と高度の専門的能力を有する職業人の養成の役割を担つており」と表現されていた。

(5) 以下、とくに断らないかぎり両答申の内容については、文部省高等教育局「大学審議会ニュース」No.8（一九九一年二月）による。

(6) 久保公人「新大学設置基準等の概要と教学改革の留意点」『臨時増刊号 季刊教育法 第八九号』二二頁、エイデル研究所、一九九二年八月

(7) 合田隆史「大学院改革の動向」館昭編『転換する大学政策』六一～六三頁、玉川大学出版部、一九九五年。なお、合田は評価の必要性について、彈力化による水準低下に対する担保としてではなく水準向上および活性化の努力の必要条件であるとしている。

(8) 以下、とくに断らないかぎり各答申の内容は文部省高等教育局「大学審議会ニュース」No.9（一九九一年八月）による。

(9) 以下、とくに断らないかぎり同答申の内容は文部省高等教育局「大学審議会ニュース」No.10（一九九二年一月）による。

(10) 以下、とくに断らないかぎり同答申の内容は文部省高等教育局「大学審議会ニュース」No.12（一九九三年一月）による。

(11) 以下、とくに断らないかぎり同答申の内容は文部省高等教育部企画課内高等教育研究会編『大学審議会答申・報告総覧』六六一七四頁（ぎょうせい、一九九八年）による。

(12) 以下、とくに断らないかぎり同答申の内容は名古屋大学職員組合が部内資料（一九九八年一一月）として複製した同答申文による。

(13) 以下、とくに断らないかぎり同答申の内容については文部科学省ホームページ掲載の答申文による。

(14) 同前

(15) 今日的な視点から大学院制度問題を扱った文献には、たとえば次のようなものがある。合田隆史「大学院改革の動向」館昭編『転換する大学政策』(玉川大学出版部、一九九五年)所収、市川昭午「修士大学院の可能性」同前所収、佐藤禎一「大学院行政」市川昭午・喜多村和之編『現代の大学院教育』(玉川大学出版部、一九九五年)所収、館昭「学位」同前所収、中山茂「国際的にみた日本の大学院」同前所収、有本章「研究機関としての大学院」同前所収、荒井克弘「専門職業教育としての大学院」同前所収、塚原修一「学術研究からみた大学院」同前所収、阿部美哉「教養としての大学院」同前所収、牧野暢男「社会人の大学院」同前所収、市川昭午「大学院の日本の構造」同前所収、喜多村和之「大学院拡充政策の課題と展望」同前所収、市川昭午「大学院教育の展望」同前所収、石井紫郎編『転換期の大学院教育』(大学基準協会、一九九六年)、塚原修一・小林信一『日本の研究者養成』(玉川大学出版部、一九九六年)、新堀通也編『夜間大学院』(東信堂、一九九九年)、岩山太次郎・示村悦二郎編『大学院改革を探る』(大学基準協会、一九九九年)、黒羽亮一『新版 戦後大学政策の展開』(玉川大学出版部、二〇〇一年)など。

- (16) 合田隆史「大学院改革の動向」館昭編『転換する大学政策』五八頁、玉川大学出版部、一九九五年。
- (17) 同前五八頁
- (18) 同前五九頁
- (19) 同前六〇頁
- (20) 同前六一頁
- (21) 同前
- (22) 同前六三頁
- (23) 同前六四頁
- (24) 同前六六頁
- (25) 同前

- (26) 同前六七頁
(27) 同前
(28) 同前
(29) 市川昭午「大学院教育の展望」市川昭午・喜多村和之編『現代の大学院教育』三〇四一三〇五頁、玉川大学出版部、一九九五年

年

- (30) 同前二〇五一三〇六頁
(31) 同前二〇六一三〇七頁
(32) 同前二〇七頁
(33) 同前二〇八頁
(34) 同前
(35) 同前二一〇頁
(36) 同前二一三一三一五頁
(37) 同前二一六頁
(38) 同前二一七頁
(39) 同前二一八頁
(40) 同前三一九一三一〇頁
(41) 同前三一三一〇頁
(42) 同前三三三一三一四頁
(43) 同前三三五頁
(44) 佐藤禎一「大学院行政」市川昭午・喜多村和之編『現代の大学院教育』四八頁、玉川大学出版部、一九九五年
(45) 第二章第二節で取り上げたように、合田隆史は大学院の多様化そのものに一定の意義を見出すとともに、大学院のあるべき姿

を考えるのは各大学自身であるとの見解を示している。

(46) 有本章「研究機関としての大学院」市川昭午・喜多村和之編『現代の大学院教育』一八六一―八八頁、玉川大学出版部、一九九五年

(47) 同前一八八頁

(48) 海後宗臣・寺崎昌男『大学教育』二六六一三六九頁、東京大学出版会、一九六九年

(49) 同前三六六一三六七頁

(50) 同前三六七頁

(51) 同前

(52) 同前

(53) 同前三六八頁

(54) 同前

(やまぐち・たくじ 名古屋大学史資料室)